

税務署受付印

令和 年 月 日

税務署長殿

連 結 子 法 人
(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)

(帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容)

(規格 A 4)

売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、小売その他これに類するものを行う青色申告法人又は連結法人が、帳簿書類の記載事項等について法人税法施行規則別表 20 の（11）の記載事項欄のただし書の規定にもより難く日々の現金売上の総額のみを記載しようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地（連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。

なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。

- （1）普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- （2）公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- （3）普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合におけるその翌事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

（注）外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。

- 3 各欄は、次により記載します。

- （1）「帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容」欄には、日々の現金売上の総額のみを記載する旨を記載してください。
- （2）「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- （3）「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- （1）法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

- （2）「法人番号」欄の記載

「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。